

令和元年度経営評価に係る新型コロナウイルスの影響について

1. 背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応として、府では令和2年2月18日に、府主催のイベント・集会等の原則中止・延期を決定し、あわせて市町村や民間事業者に対しても協力要請を行った。また、2月28日には、府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設は原則休館とし、府立学校について3月2日以降臨時休校とすることとした。
- さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、企業の経済活動は縮小し、海外旅行客が大幅に減少した。こうしたことは、指定出資法人（以下、「法人」という。）の業務に大きな影響を与えた。

2. R1年度 経営評価への記載について

◇ 課題

- ・ 一部の法人において、目標が未達成の項目があるが、その要因が新型コロナウイルスの影響によるものであり法人の努力が及ばないことから、その取扱いについて整理をする必要がある。

◇ 審議の進め方（案）

- ① 経営目標に未達成の項目があり、新型コロナウイルスの影響を受けたことが明らかな場合は、法人がその客観的な根拠資料を提出 《※別紙1》
- ② 実績値の下に、推計値を二段書きで記載
 - ・ 「6. R1年度 経営目標の達成状況」の、R1実績欄、得点欄、小計欄 《※別紙2》
 - ・ 「7. 法人による評価結果」の、点数（合計）欄、役員業績評価欄 《※別紙3》
- ③ 上記、法人からの提出資料をもとに、「8. 府の審査・評価の結果」を記載 《※別紙4》
 - ・ 新型コロナウイルスの影響であることが客観的にも明らかな場合は、その事実を踏まえた評価結果及び指導・助言を記載
- ④ ご審議いただくにあたって確認いただきたい点
 - ・ ①、②の各記載について、客観的に妥当性があるかの確認
 - ・ それを踏まえた、③に記載の評価結果及び指導・助言の確認

3. 役員業績評価の役員報酬への反映について

◇ 課題

役員業績評価は、法人の経営目標の達成状況や評価の結果から役員の業績評価を行い、その結果を報酬額に反映するもの。（業績評価に応じて基準額±5%）

しかし、令和元年度は法人の経営目標達成状況評価が新型コロナウイルスの影響を受けているため、役員報酬をどのように取扱うかの整理が必要。

【案】

法人の経営目標達成状況評価の実績値による役員業績評価と推計値による役員業績評価が異なる法人については、その業績評価の如何に関わらず、報酬への反映はおこなわないこととする。

例1. 実績値が59以下、
推計値が60以上の時

実績値による 役員業績評価	推計値による 役員業績評価
C	B

例2. 実績値が89~60、
推計値が90以上の時

実績値による 役員業績評価	推計値による 役員業績評価
B	A

法人の目標達成状況評価の
実績値と推計値で評価が異なる



役員業績評価に基づく報酬への
反映は行わない

◎ポイント

- 役員報酬への反映は、原則、経営目標達成状況評価の実績値を基とした役員業績評価を反映
- 一方、不可抗力である新型コロナウイルスの影響を受けているものまで、一律に報酬を反映させることは不適當

※ 役員業績評価制度について

法人の経営目標の達成状況や評価の結果等に基づき役員の業績評価を実施するもので、対象者は、府指定出資法人のうち評価対象法人の常勤役員（一部除く）となっている。

特に、理事長・社長等については、法人の経営目標を経営トップの目標とみなすため、理事長・社長等の業績評価は、法人の経営目標の達成状況評価と同一とみなし、法人の評価結果に基づき業績評価を実施する。

なお、役員業績評価結果は、評価対象年度の翌年度の当該役員の報酬額に反映される。

< 役員の業績評価判定表 >

目標達成状況評価結果	役員業績評価	報酬反映
100~90	A	5%加算
89~60	B	基準額どおり
59以下	C	5%削減

※ 評価がAの役員の報酬月額が5%加算。評価がCの役員の報酬月額は5%を減額。